



2023年2月10日

各 位

会 社 名 株式会社電通国際情報サービス  
代 表 者 代表取締役社長 名和 亮一  
(コード番号 4812 東証プライム)  
問 合 せ 先 コーポレート本部 榎木 直人  
(TEL. 03-6713-6160)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款の一部変更について2023年3月24日開催予定の第48回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 商号の変更

当社グループは、長期経営ビジョン「Vision 2030」および中期経営計画「ISID X Innovation 2024」において、様々な自己変革の遂行を掲げております。これらの実行をさらに加速することを目的として、当社の商号を「株式会社電通国際情報サービス」から「株式会社電通総研」に変更することとし、現行定款第1条（商号）につき、所要の変更を行うものであります。

なお、商号変更の効力発生日については、2024年1月1日といたします。

※商号変更に係る内容は、本日別途開示しております「商号変更および連結子会社2社の統合に向けた検討・準備の開始に関するお知らせ」をご参照ください。

##### (2) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除ならびに取締役への権限委譲に関する規定の新設等、所要の変更を行うものであります。

##### (3) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社では、定款に定めることにより一定の条件のもとで、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社は、感染症や自然災害等の不測の事態に備え、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、現行定款第13条に第2項を新設するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定機関の変更

不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な場合となっても株主総会決議を要せずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能にするため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、取締役会決議により剰余金の配当等を行うことができるよう、変更案第 42 条（剰余金の配当等）を新設するとともに、現行定款第 46 条（期末配当金）および第 47 条（中間配当金）を削除するものであります。なお、今般の定款変更後も、期末配当金につきましては、引き続き株主総会決議によって行うことを予定しております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

## 3. 変更の日程（予定）

(1) 定款変更のための株主総会開催日 : 2023 年 3 月 24 日（金）

(2) 定款変更の効力発生日

- ①監査等委員会設置会社への移行、場所の定めのない株主総会の導入および剰余金の配当等の決定機関の変更 : 2023 年 3 月 24 日（金）
- ②商号の変更 : 2024 年 1 月 1 日（月）

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社電通国際情報サービス</u>と称し、英文では、<u>Information Services International-Dentsu, Ltd.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社電通総研</u>と称し、英文では、<u>DENTSU SOKEN INC.</u>と表示する。</p> <p>第2条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の方法等および手数料については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定</u>によって選定する。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使の方法等および手数料については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 14 条～第 19 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、13 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 14 条～第 19 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 20 条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、13 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 21 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 22 条 <u>監査等委員でない</u>取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>監査等委員でない取締役の中から</u>選定する。</p> <p>2 取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から</u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の<u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 前項の<u>取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>および各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第 26 条～第 27 条 (条文省略)</p>	<p>第 26 条～第 27 条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 28 条 当社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 28 条～第 29 条 (条文省略)</p>	<p>第 29 条～第 30 条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第 31 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(員数)</p>	
<p>第 32 条 <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法)</p>	
<p>第 33 条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(任期)</p>	
<p>第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2 <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>3 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p>
<p>第 35 条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>第 33 条 <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>第 36 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>第 34 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役会の決議方法)  <u>第 37 条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役</u>の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)  <u>第 35 条</u> <u>監査等委員会</u>の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)  <u>第 38 条</u> <u>監査役会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)  <u>第 36 条</u> <u>監査等委員会</u>の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p>
<p>(監査役会規則)  <u>第 39 条</u> <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規則</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規則)  <u>第 37 条</u> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p>
<p>(報酬等)  <u>第 40 条</u> <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)  <u>第 41 条</u> 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、<u>会社法第 423 条第 1 項に規定する監査役</u> (監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。  2 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項に規定する監査役の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、600 万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	(削除)
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の選任)  <u>第 42 条</u> (条文省略)</p>	<p>(選任方法)  <u>第 38 条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第 43 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 39 条</u> (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)  <u>第 44 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等)  <u>第 40 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
<p>第45条 (条文省略)</p>	<p>第41条 (現行どおり)</p>
<p>(期末配当金)</p>	
<p>第46条 当社は、株主総会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>	(削除)
<p>(中間配当金)</p>	
<p>第47条 当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</p>	(削除)
(新設)	<p>(剰余金の配当等)</p>
	<p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、法令に別段の定めがある場合を除き、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</p> <p>2 当社は、毎年6月30日または12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）をすることができる。</p>
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
<p>第48条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>	<p>第43条 配当金が、支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 当社は、第 48 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 第 48 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条第 2 項の定めるところによる。</u></p> <p><u>3. 定款第 1 条（商号）の変更は、2024 年 1 月 1 日に効力を生じるものとする。なお、本項は、定款第 1 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>